

# 富山地区広域圏事務組合リサイクルセンター自動販売機設置業者募集要項

## 1 趣旨

富山地区広域圏事務組合（以下、事務組合という。）リサイクルセンターにおいて、自動販売機設置業者（以下、設置業者という。）を募集します。

## 2 貸付物件（詳細は別添公募物件説明書のとおり）

物件番号	施設名称	所在地	貸付箇所	貸付面積（台数） 幅×奥行
1	富山地区広域圏 リサイクルセンター	富山市辰尾 170 番地 1	不燃ごみ処理施設 工場棟横	2.72 m <sup>2</sup> （2台分） (3.4m × 0.8m)
			リサイクルプラザ 施設横	1.36 m <sup>2</sup> （1台分） (1.7m × 0.8m)

※ 貸付面積には、容器回収ボックス設置部分を含みます。また、自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか申込前に設置場所の確認をしてください。

※ 物件番号1については、1台のみの設置も可とします。ただし、その場合でも、  
貸付面積は2.72 m<sup>2</sup>とします。

※ 物件番号1と物件番号2の設置業者が同一の者となることも可とします。

## 3 応募資格要件

次に掲げる要件をすべて満たす法人、団体又は個人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4 第1項各号に掲げる者でないこと。
  - (2) 令第167条の4第2項の適用を受ける者でないこと。
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号から第4号までに該当する者でないこと。
  - (4) 次のいずれにも該当しない者であること。
    - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者。
    - イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
    - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
    - エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
    - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
    - カ 役員等が相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者。
  - (5) 次のいずれかに該当する者
    - ア 法人の場合は、富山地区広域圏内（富山市、滑川市、立山町、上市町及び舟橋村）に本店、支店又は営業所を有すること。
    - イ 個人の場合は、富山地区広域圏内に居住し業を営んでいること。
    - ウ 団体の場合は、地元住民や利用者で組織するなど、理事長が特に認める団体で、

主たる事務所を富山地区広域圏内に有すること。

- (6) 市町村税を滞納していない者であること。

#### 4 自動販売機の設置条件

##### (1) 施設の使用形態

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、事務組合が設置業者に対し、公有財産である土地又は建物の一部を賃貸する方法により行います。

##### (2) 貸付期間

令和8年4月1日 から 令和11年3月31日 までの3年間とします。

契約の更新はしません。契約期間満了後は新たに公募を行います。

##### (3) 貸付料

貸付料は、公募により決定した額とします。

なお、屋外物件（物件番号1及び物件番号2）についての消費税は非課税となり、公募により決定した金額が貸付料となります。

##### (4) 必要経費

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費等の費用は、すべて設置業者の負担とします。また、電気料についても設置業者の負担とします。設置業者において、計量機器（子メーター）を設置し、実費相当分を、事務組合が指定する期限までに全額納入してください。

##### (5) 設置機器の仕様について

設置する自動販売機の機器については、省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものとしてください。

##### (6) 利用上の制限

契約期間中は、次の事項を順守してください。

ア 契約書の条件を順守し、貸付料及び電気料を期限までに確実に納付すること。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。

ウ 販売品の搬入並びに廃棄物の搬出時間及び経路については、事務組合の指示に従うこと。

エ 販売品目は、清涼飲料水、牛乳等の飲料とし、酒類及びたばこの販売を行わないこと。また、缶、ペットボトルなどの密閉式の容器又は紙容器とすること。

オ 販売価格は、標準小売価格以下の価格とすること。

カ 自動販売機の売上状況を、事務組合の指定する期日までに報告すること。

##### (7) 維持管理

契約期間中は、次の事項を順守してください。

ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置業者が行うこと。

また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。

イ 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置業者の責任で適切に回収すること。

ウ 関係法令等の順守を徹底するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。

エ 自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置し、転倒防止対策を行うこと。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

オ 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置業者の責任において対応すること。

(8) 原状回復

設置業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。

## 5 応募申込書の受付

(1) 提出方法及び提出先

申込みは、郵送又は持参によるものとし、次の提出先に必要な書類を提出してください。

なお、郵送の場合は書留とし、封筒に「応募申込書 在中」と明記してください。

(提出先)

富山地区広域圏事務組合リサイクルセンター

〒939-8172

富山市辰尾 170 番地 1

電話：076-429-3121 FAX：076-428-0002

(2) 受付期間

令和8年2月2日（月）午前9時から 令和8年2月27日（金）午後5時まで

（郵送の場合は、提出期限日の午後5時までに必着）

(3) 提出書類

申込みにあたっては、次の書類を提出してください。

ア 応募申込書提出票（様式第1号）

イ 応募申込書（様式第2号）

ウ 誓約書（様式第3号）

エ 販売品目一覧（様式第4号）

オ 設置を希望する自動販売機のカタログ（寸法、消費電力が確認できるもの）

カ 納税証明書（富山市、滑川市、立山町、上市町及び舟橋村）における、すべての市町村税に滞納がないことの証明（コピー可）

キ 証明書類等（コピー可）

法人の場合…法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

団体の場合…団体規約、役員名簿、事業報告書、収支報告書

個人の場合…住民票

※ 納税証明書、法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）及び住民票は、発行後3ヶ月以内のもの

## 6 応募申込書に記載する金額

(1) 貸付料の額は、応募申込書に記載された額（年額）とします。

※物件番号1及び物件番号2は、屋外物件なので非課税となります。

## 7 設置業者の決定

(1) 公募物件ごとに提出された応募書類の審査を行い、「3 応募資格要件」に定める資格をすべて満たしている者を選定対象者とします。

(2) 選定対象者のうち、事務組合が販売品目等を審査し、適当であると認めた者で、かつ、事務組合が定めた最低価格以上で、最高の応募金額で応募申込みを行った者を設置業者とします。なお、販売品目が適当で、最高価格の応募が2者以上ある場合は当

該応募者の立会いのもと、くじにより選定します。

- (3) 設置業者の決定は、3月2日（月）頃を予定しています。選定結果は、後日書面にてお知らせします。

## 8 契約の締結

- (1) 設置業者に決定された方は、「公有財産借受申請書」を提出し、契約を締結することとなります。
- (2) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて設置業者の負担とします。
- (3) 契約は申込者名義で行います。

## 9 設置業者の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置業者としての決定を取り消します。

- (1) 契約手続きに応じなかった場合
- (2) 設置業者が応募者の資格を失った場合

## 10 問い合わせ先

富山地区広域圏事務組合リサイクルセンター

〒939-8172

富山市辰尾 170 番地 1

電話：076-429-3121 FAX：076-428-0002

### 【様式】

- ・様式第1号 リサイクルセンター自動販売機設置業者応募申込書提出票
- ・様式第2号 応募申込書
- ・様式第3号 誓約書
- ・様式第4号 販売品目一覧

### 【参考資料】

- ・公募物件説明書
- ・貸付場所位置図
- ・契約書及び仕様書例